

○さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱

平成17年3月31日

告示第298号

改正 平成18年3月31日告示第319号

平成25年3月19日告示第378号

〔題名改正〕

平成31年3月29日告示第551号

令和3年3月31日告示571号

さいたま市シルバーホン緊急時連絡システム事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者及び重度障害者からの家庭内の事故等による通報に対応するとともに、いつでも健康上の不安等の相談に応じることができる体制をとることにより、日常生活上の不安等を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成25年告示378号〕）

（事業）

第2条 さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業（以下「事業」という。）は、第3条に規定する利用対象者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機（以下「機器」という。）を貸与し、当該利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報又は相談ができるような体制をとるとともに、必要に応じ当該利用対象者に発信することにより、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種事項の相談業務
- (2) 緊急通報を受けたときのさいたま市消防局警防部指令課等への通報業務
- (3) 希望者に対し、定期的に電話によりその安否を確認する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な業務

（一部改正〔平成25年告示378号〕）

（利用対象者）

第3条 事業を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に居住している者で、次に掲げるものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活において、常時注

意を要する者

(2) 重度障害者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

(委託)

第4条 市長は、相当と認める事業者等に対し相談業務等事業の一部を委託することができる。

(実施方法)

第5条 市長は、利用対象者宅に機器を設置するとともに、前条の規定により相談業務等事業の一部の委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）が相談業務等を行うために必要となる利用対象者に係る情報を当該受託事業者に提供するものとする。

2 受託事業者は、前項の規定により提供を受けた利用対象者に係る情報を適切に管理するとともに、相談業務等が速やかに行えるよう、必要な設備を設け、当該業務を実施する。

(守秘義務)

第6条 受託事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退き、又は受託を受けた業務が終了した後も同様とする。

(申請)

第7条 この事業を利用しようとする者は、さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）に規定する高齢者福祉総合申請書又はさいたま市障害者訪問理容サービス事業実施要綱（平成15年4月1日制定）に規定する障害者福祉総合申請書により市長に申請するものとする。

(一部改正〔平成18年告示319号〕)

(決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用可否決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、事業の利用に必要な事項を利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）及び受託事業者に通知するものとする。

(一部改正〔平成25年告示378号〕)

(変更の届出)

第9条 利用者は、次に掲げる事項に変更があったときは、ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用変更届出書（様式第2号）により速やかに市長に届け出るも

のとする。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 電話番号
- (3) 連絡先
- (4) 家族の状況（独居・同居の別）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受託事業者に通知するものとする。

（一部改正〔平成25年告示378号・31年551号〕）

（利用の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消し、ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用取消通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 利用対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 利用取消しの申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、受託事業者に通知するものとする。

（一部改正〔平成25年告示378号〕）

（費用の負担）

第11条 機器の設置費等は市が負担し、基本料金及び通話料金並びに利用者の都合により機器等を移設する場合の再設置費等は、利用者が負担するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のさいたま市シルバーホン緊急時連絡システム事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日告示第319号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日告示第378号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第551号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のあったひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 利用の可否 可・否
- 2 利用の開始時期
- 3 費用負担の内容
- 4 利用できない理由

備考 次の事項に変更がある場合は、速やかに届け出てください。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 電話番号
- (3) 連絡先
- (4) 家族の状況(独居・同居の別)
- (5) その他利用要件に関わる事項

様式第2号(第9条関係)

ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用変更届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住所
氏名

ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業について、次のとおり変更したので届け出ます。

変 更 内 容	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)

様式第3号(第10条関係)

ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業の利用を次のとおり取り消したので通知します。

1 利用取消日 年 月 日

- 2 取消理由 (1) 市外に転出したため
(2) ひとり暮らしではなくなったため
(3) 利用取消しの申出があったため
(4) その他()

様式第1号（第8条関係）

（一部改正〔平成25年告示378号・31年551号〕）

様式第2号（第9条関係）

（一部改正〔平成25年告示378号〕）

様式第3号（第10条関係）

（一部改正〔平成25年告示378号〕）

様式第2号（第10条関係）

（一部改正〔令和3年告示571号〕）